

○東京経済大学ウェブの閲覧及び公開に関する細則

2011年（平成23年）7月21日

制定

改正 2023年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、「東京経済大学情報システムの利用に関する規程」第9条に基づき、ウェブの安全な使用及びウェブを用いた正確かつ安全な情報の公開に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この細則は、TKU—NETの利用者ID又は本学ネットワークを使ってウェブサイト
の閲覧を行う全ての利用者及び本学ドメイン名を利用してウェブページ等を用いた情報
発信を行う全ての利用者に適用する。

（ウェブサイトの閲覧に際しての遵守事項）

第3条 ウェブサイトの閲覧を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
い。

- (1) 教育、研究及び職務遂行の目的以外の閲覧をしないこと。
- (2) ウェブサイトの閲覧を行うPCは、ウィルス対策ソフトを導入し、かつ各種ソフトウェアが最新にアップデートされた状態で使用すること。

（ウェブサイトの閲覧に際しての注意事項）

第4条 ウェブサイトの閲覧を行う場合は、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。
い。

- (1) ウェブサイトの情報には、偽情報や誤情報が含まれている可能性があることを認識し、その内容に注意すること。
- (2) ウェブサイトの情報を利用（転載・引用）するときは、著作権に配慮すること。
- (3) インターネット上には、不正なソフトウェアをダウンロードさせることを目的としたリンクや不正なサイトへの誘導を狙ったリンクが多数存在するので、不用意にリンクをクリックしないこと。
- (4) バナー広告等には、有害なサイトやウィルスダウンロードサイトへのリンクが設定されていることがあるので、安易にクリックしないこと。
- (5) なりすましサイトやワンクリック詐欺サイトへの誘導、フィッシング被害につながる可能性があるため、電子メール内のリンクを安易にクリックしないこと。

- (6) ウィルス感染や不正なソフトウェアをインストールさせられる可能性があるので、ウェブサイト閲覧時にソフトウェアのダウンロードを求められても安易に実行しないこと。
- (7) サービス不能攻撃（DoS攻撃、サービスに不要な通信を発生させてサービスの質を低下させることを狙った攻撃）と見なされ、アクセスがブロックされることがあるので、次に掲げる事項をはじめとするネットワークに負荷をかける行為を行わないこと。
 - イ ウェブページの再読み込みを短時間に繰り返すこと。
 - ロ オンラインジャーナルの大量一括ダウンロードを行うこと。
- (8) セキュリティ機能に係る設定等により、ActiveX、JAVAスクリプトの実行確認のダイアログ等が表示されることがあるが、実行を許可すると、不正プログラムの感染、情報漏えい等の危険性があるため、安易に実行を許可しないこと。
- (9) プラグイン、スクリプトの実行に関するウェブブラウザの設定変更を要求されることがあるが、安易に実行しないこと。

（外部のウェブサイトで提供されている掲示板等のサービスを利用する際の注意事項）

第5条 学外のウェブサイトで提供されている掲示板、ブログ、SNS等へ書き込みを行う際には、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 情報漏えいに充分注意すること。
- (2) 公序良俗に反する不適切な書き込みや利用を行わないこと。他人への誹謗中傷と誤解されるような記事、プライバシーや著作権等の侵害と疑われかねない書き込みを行わないこと。
- (3) 本人の個人情報等を書き込む際には、そのウェブサイトが信頼できるものであることを確認すること。
- (4) 個人情報や重要な情報等を送受信する場合は、送受信の安全性を確保するため、SSL/TLS通信が利用されており、サーバー証明書が正当なものであることを確認すること。

（ウェブサイトからファイルをダウンロードする際の注意事項）

第6条 ウェブサイトからファイルをダウンロードする際には、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) ウェブサイトからファイルをダウンロードした場合には、それを実行又は開く前に、不正プログラムの有無を確認すること。不正プログラムが含まれていることが確認された場合には、当該ファイルを実行又は開かずに、削除すること。
- (2) 保存したファイルについて、電子署名により配布元が確認できる場合は、配布元が

適切な組織であることを確認すること。

- (3) 不必要に容量の大きいファイルをダウンロードして、学内ネットワークの帯域を圧迫しないこと。

(ウェブ利用の証跡の取得)

第7条 適正なウェブ利用を維持するため、ウェブ利用の証跡を取得及び保存し、必要に応じて点検及び分析を行うことがある。

(ウェブページを用いて情報発信を行う際の遵守事項)

第8条 TKU—NETの利用者ID又は本学ドメイン名を利用してウェブページ等を用いた情報発信を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育、研究及び職務遂行の目的以外で利用しないこと。例えば、特定商品の宣伝等の商業行為や特定の宗教や政治に関する活動等を行ってはならない。
- (2) 無名・匿名・偽名で発信しないこと。ウェブ公開のホームページ等には、そのページの内容に関して責任を負う者の名前(団体名)を明示しなければならない。
- (3) 知的財産権、肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。
- (4) プライバシーを侵害する情報や誹謗中傷など、他者に迷惑をかけるような情報を発信しないこと。
- (5) ウェブ公開によって、本学及び本学外に対して教育・研究活動を妨害することとならないよう十分注意すること。
- (6) 公序良俗に反する情報や有害情報を発信(他のウェブページへのリンクを含む)しないこと。
- (7) ウェブ上に公開した情報の内容については、責任を持って随時更新すること。
- (8) 学外のウェブサーバを利用し運用を行う場合は、情報セキュリティ委員会に申請し、事前に承認を得ること。
- (9) 学内のウェブサーバを利用又は学内にウェブサーバを設置し運用を行う場合は、その運用について情報ネットワーク委員会の指示に従うこと。

(ウェブページを用いて情報発信を行う際の安全確保上の注意事項)

第9条 TKU—NETの利用者ID又は本学ドメイン名を利用してウェブページ等を用いた情報発信を行う場合は、セキュリティ確保のために、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) ウェブサーバの管理を行う場合は、OSや各種ソフトウェア等は常に最新の状態を保ち、セキュリティの確保に十分注意すること。

- (2) ウェブページ内にてCGIやPHP等を使用する場合は、その安全性に十分注意すること。
- (3) パスワードや個人情報を入力するページでは、必ずSSL/TLSなどで保護された通信を用いること。
- (4) 利用者の通信環境及びウェブサーバの安定稼動に配慮したウェブページを作成すること。
- (5) 要機密情報を、ウェブサーバの領域に保存しないこと。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、情報セキュリティ委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

付 則

この細則は、2011年（平成23年）7月21日から施行する。

付 則

この細則は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する。